令和3年度 焼津市教育情報化推進コンサルティング業務 委託仕様書

# 1 委託業務名

令和3年度 焼津市教育情報化推進コンサルティング業務

### 2 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日までの期間とする。

# 3 履行場所

焼津市役所 (焼津市本町2丁目16番32号)

### 4 業務の目的と本市の現状

本市では、令和2年度に GIGA スクール構想に基づき、22 校すべての小中学校に高速大容量の通信ネットワークの整備(校内無線 LAN)や、1 人1台端末(Chromebook)の整備を行い、児童生徒一人ひとりに個別最適化され創造性を育む ICT 環境を整備した。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和3年9月1日から10日までの間、全小中学校で児童生徒の自宅と学校をつないだオンライン学習を他市に先駆けて実施したところである。

オンライン学習では、児童生徒の学び方や、教員の工夫を凝らした指導方法などにより、ICTを活用した、様々な使い方・学び方があった一方で、ネットワークの設計や、セキュリティのさらなる確保など、さらに検討を進めなければならない事項など、今後の教育 ICT のさらなる利活用に向けた課題をつかむことができた。

これに加え、今後は、令和6年度からのデジタル教科書の導入により、授業の ICT を活用した学習の一層の深化や、児童生徒が端末を持ち帰って安全に学習するためのさらなる環境整備など、教育 ICT の利活用を今まで以上に加速させる必要が生じている。

こうしたことから、Society5.0 時代に生きる子どもたちの情報活用能力の育成や、日常での ICT を効果的に活用した子どもたちの学びが深まる授業の実践、および校務の情報化による効率化や、きめ細やかな指導を推進していくため、本市の教育情報化の現状と、今後の利活用を推進する新たな「教育 ICT 利活用推進計画」の策定を令和4年度に行う予定である。

また、ICT の利活用にあたっては、文部科学省策定の「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」に準じた運用を前提とし、従前の ICT 環境に GIGA スクール構想で拡張された本市の教育システム全体を対象とし、利活用と合わせ、情報セキュリティ面も並行して検討し、「焼津市教育情報セキュリティポリシー対策基準」の策定を令和4年度に行う予定である。

コロナ禍により、こうした計画の見直しが急務であることから、令和3年度においては、教育情報システム(学習系・校務系)の現状把握と課題整理、及びそれぞれの計画等の策定に向けた要件整理等を実施する。

### 5 業務内容

本業務の内容を以下に記載する。

なお、両業務を進めるにあたり、教育委員会が組織する協議会の運営を支援すること。(3回程度)

また、検討を進める際、各学校への普及推進を想定し必要に応じて各学校との連携を図ること。

- (1) 教育 ICT 利活用推進計画案の策定に向けた業務支援
  - ① 教育情報システムの利活用についての現状把握・整理(学習系)
  - ② 利活用推進計画案の要件整理
- (2) 教育情報セキュリティポリシー対策基準案の策定に向けた業務支援
  - ① 教育情報システムのセキュリティ面の現状把握・整理(校務系・学習系)
  - ② 課題整理と要件別対策検討

# 6 総括責任者

受託者は、本業務にあたって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

## 7 提出書類

- (1) 成果物
  - ① 教育 ICT 利活用推進計画案の策定に向けた業務支援
    - ・現状整理、計画案の要件整理実施報告(紙媒体1部及び電子媒体)
    - 教育委員会が組織する協議会の協議資料、会議録(部数は別途指示)
    - ・ 令和 4 年度の教育 ICT 利活用推進計画策定に向けた計画案及び業務 案、スケジュール案(紙媒体 1 部及び電子媒体)
  - ② 教育情報セキュリティポリシー対策基準案の策定に向けた業務支援
    - ・現状整理、ポリシー案の要件整理実施報告(紙媒体1部及び電子媒体)
    - 教育委員会が組織する協議会の協議資料、会議録(部数は別途指示)
    - ・令和4年度のポリシー案策定に向けた業務案及びスケジュール案 (紙媒体1部及び電子媒体)
  - ③ 実績報告書(A4版)(紙媒体1部及び電子媒体)
- (2) 成果物は Microsoft Office で作成し、その電子データを納品すること。

#### 8 その他

- (1) 本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、市の承認を得ること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、本市・受注者双方が協議の上

決定する。また、業務中に疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議 し、解決するものとする。

- (3) 本業務で取得した全データは市に帰属することとする。 なお、成果物は、映像、画像等の著作権上の管理関係を済ませた上で 納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、本市指示 に基づく場合を除き、受注者の責任において対応するものとし、本市 は責任を負わないものとする。
- (4) その他、上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当 然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。